

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和元年7月17日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告
別紙のとおり

4 付議事件
第23号議案 令和2年度使用教科用図書の採択について（資料当日配布）

5 その他

6 閉会のあいさつ

I 愛日地方教育事務協議会（令和元年7月4日（木） 於：春日井市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- （1）議事録署名人の選任
- （2）令和元年度小学校教育課程委員会協力委員について
- （3）その他

4 報告・連絡事項

- （1）事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究発表
11月13日（水） 長久手市立南中学校
 - ・総務、財務担当課長会議
10月4日（金） グルッポふじとう
- （2）その他

5 その他

- （1）事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
不祥事根絶、管理職任用、夏季休業中の生徒指導
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
管内不祥事
 - ・指導第二課長
教員採用選考試験の志願状況について
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
 - ・学校教育係
 - ・保健体育係
 - ・人事係
 - ・生涯学習係
 - ・その他

Ⅱ 令和元年度第2回尾張部都市教育長会議

(令和元年7月11日(木) 於：愛西市役所)

1 開会

2 会長あいさつ

岩倉市教育長 長屋 勝彦

3 開催市あいさつ

愛西市長 日永 貴章

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局次長 横井 英行

<要旨>① 教員の多忙化解消プランの進捗状況について

② 地域学校協働活動の推進について

③ 自殺予防啓発リーフレットについて

④ 熱中症の予防対策について

⑤ 子どもが輝く未来に向けたシンポジウムについて

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

教職員課 主 幹 土方 宗広

生涯学習課 主 幹 山崎 喜一

6 協議議題

議題1 小中学校におけるタブレット型P C等の導入について

議題2 中学校総合体育大会(県大会を除く)における会場のスポーツ施設等の使用料の減免について

議題3 空調設備について

7 諸連絡

8 次回開催

開催市 弥富市

日時 令和元年10月10日(木) 場所 弥富市総合社会教育センター

9 閉会

尾張旭市教育委員会

(令和元年 6 月)

定 例 会 会 議 録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

1 日 時 令和元年6月19日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者	教育長	河 村 晋
	委 員	大 岩 裕 泰
	委 員	山 本 真依子
	委 員	堀 祐 子

4 欠席者	委 員	大 川 将 史
-------	-----	---------

5 出席職員	教育部長	大 津 公 男
	管理指導主事	川 本 幸 則
	教育行政課長	田 島 祥 三
	学校給食センター所長	鬼 頭 純 子
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	図書館長	加 藤 博 英
	文化スポーツ課長	西 尾 哲 弥
	指導主事	山 下 浩 司
	教育行政課長補佐	加 藤 貴 之
	教育行政課主査	小笠原 久美子

6 傍 聴 者 なし

7 会議に付した事件

- (1) 協議第1号 成人年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について
- (2) 第15号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第16号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (4) 第17号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
- (5) 第18号議案 尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について
- (6) 第19号議案 尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について
- (7) 第20号議案 尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について
- (8) 第21号議案 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について
- (9) 第22号議案 尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、6月定例教育委員会を開催します。なお、大川委員より欠席届が出ております。 今月2日日曜日には全国植樹祭を無事終えることができました。委員の皆様にもご出席をいただくとともに、全国から多くの方をお迎えすることができました。 また、沿道には市民をはじめとして約2万8千人もの方々が天皇皇后両陛下を一目見たいと集まりました。これも両陛下のお人柄でもあると思います。 当日、会場ではみどりの少年団として出演し、お手植えお手蒔きのお手伝いをした子どもたちが本当にしっかりと役目を果たしてくれたことを大変うれしく思います。 先月末から今月始めにかけて、市内12校の校長とのヒアリングを実施しました。それぞれに目指す学校像や、各校での課題などを聞かせていただきました。未来に向かっていく子どもたちがしっかりと育っていくことがどの校長の願いでもありました。一方、教職員を含め人的支援が足りていない現状も再確認をすることができました。教職員の確保策が難しくなっている現状から、教職員以外の人的支援により学校運営がうまくいくような策を打っていかなければなりません。教職員の多忙化も絡み、大きな課題となっていることから教育委員会、そして市の対応が望まれています。私たちとしては、まずは課題解決策を示しながら市と共に対応をしていくことが必要となっています。 また、6月の定例市議会ですが、一般質問、委員会が始まります。今回は、4月の統一地方選挙後最初の定例会です。教育に関する質問も出ています。また、来月には報告できると思いますので宜しくお願いします。

	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員 は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。 (無しの声) 無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議 録承認の署名を行う委員は大岩委員を指名しますので、後ほどお願いします。 次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・6月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
文化スポーツ課長	補足です。文化スポーツ課では尾張旭市の史跡や文化財をまとめた資料を作成しました。この資料は学校で活用していただき、さらには学芸員による学校への出張授業で活用していただくことも想定しています。 学校の反応はどうですか。
指 導 主 事	各学校から資料のデータがほしいとの声があります。
教 育 長	せっかくなのでデータだけでなく学芸員の活用もお願いします。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・情報公開請求について
	・令和元年度尾張旭市中学生海外研修事業について
	・年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
大 岩 委 員	海外研修事業で毎年希望を出しているけれども、費用が高すぎて参加できない生徒や家庭から相談が来ていますか。 以前勤務していた学校では、相談の実績はありませんが、金額を見て
管理指導主事	

	行けないなと思う子がいることも想像できます。
大 岩 委 員	10日間という期間については、どう決められているか。期間については長いとかいう意見はないですか。
教育行政課長	ホームステイの受入先のこともありますし、体験入学期間も考えるとこのぐらいが適当だと考えています。またこの事業に参加した方からの意見では特に長すぎるということはありませんでした。
指 導 主 事	中学校3年生ですと、夏の部活動がんばっている生徒がいたり、高校受験のための夏期講習が始まったりするので、この時期で10日間という日程だと考えています。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次に次第の4、付議事件に入ります。
	はじめに「協議第1号 成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について」審議します。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・協議第1号 成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	全体の流れでいきますと20歳に集いを行うことは良いと思います。
	式典の名称があさひ二十歳の集いとあります。二十歳にふりがなが振ってあることと、尾張旭ではなく「あさひ」としたことについてご説明ください。
生涯学習課長	二十歳をはたちと読むため、ふりがなが振ってあります。市の名称については、様々なパターンを試してみましたが、一番収まりが良いものとしています。また名称については決定ではなく、今後ご意見いただきたいと考えています。
教 育 長	名称については、今後も考えていくということで、18歳で集いを実施することについて、他市町村の動向はどうですか。

生涯学習課長	他市町村では調べた限り、18歳で実施するところはありません。
教 育 長	原案の形で他の委員の方、ご意見はありますか。
堀 委 員	式典の名称はやさしい響きだと思います。「はたち」というルビはあ
	っても良いと思います。
大 岩 委 員	3学年同時に開催を考えた場合、どのようになりますか。
生涯学習課長	令和4年度だけ3学年同時になるだけで、次の年からは1学年だけと
	なります。
山 本 委 員	18歳で成人式をやったほうが良いという意見が今後出てきた場合、
	また今回と同じような議論をしなくてはいけないのですか。
生涯学習課長	県内において二十歳で成人式を実施すると表明している団体がたく
	さんありますので、今後見直すということは考えにくいと思います。
教 育 長	他にご意見ご質問ございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「協議第1号 成年年齢引き下げに伴う新成人の
	集いのあり方について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第15号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」
	審議します。
	事務局から説明をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・第15号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり
	ましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第15号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の
	委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第16号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命につ

	いて」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・第16号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	学校給食と言う点で、衛生面や安全面からの専門家の登用については、
	考えていますか。
学校給食センター所長	委員にいる小児科医師からアレルギー対応などの専門性の高い意見をいただけるので、別で登用は考えていません。
教 育 長	できたら複数の方から意見をいただくとより安全性が高まると考えますので機会があれば考えていただきたいです。
	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第16号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第17号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」
	審議します。
	事務局から説明をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・第17号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	公募委員は区分でいいますと、どこに該当するのですか。
図 書 館 長	図書館協議会委員は、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中で、応募された方がどこに該当するかを確認し任命します。今回は、経歴を確認しますと学識経

	験者に該当します。
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第17号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第18号議案 尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・第18号議案 尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第18号議案 尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第19号議案 尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・第19号議案 尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	市議会の請願陳情の取扱いと何か異なる点がありますか。第2条第2項に邦文とありますが、現在でも邦文と表現することはありますか。
教育行政課長	特に異なる点はありません。また準則には邦文とあり、準則のとおりとしています。

教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第 19 号議案 尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第 20 号議案 尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・第 20 号議案 尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	9 月からの新しい規程ですが、今現在はどのようなになっていますか。
教育行政課長	今現在は、要綱で規定しており、新たな規程の制定に伴い、要綱を廃止します。
教 育 長	市の規程と同じにすると説明にありましたが、市の規程と異なる点がありますか。
教育行政課長	市のネットワーク整備と学校のネットワーク整備の異なる点としては、学校では、児童生徒の個人情報扱う校務系と授業で子どもが使う学習系と系統を分けてネットワークの整備を行っています。
教 育 長	他にご意見ご質問はございますか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第 20 号議案 尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第 21 号議案 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について」審議します。

	事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・第21号議案 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第21号議案 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第22号議案 尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・第22号議案 尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第22号議案 尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育行政課長	(教育委員会行事予定について資料に基づき説明)
教 育 長	この件に関して、ご質問等ありますでしょうか。
	(無しの声)
	それでは、これをもちまして、6月定例教育委員会を閉会いたします。

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和元年7月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 学校夏季学習室の実施について 3 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について 4 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会の結果について 5 尾張旭市いじめ専門委員会の結果について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和元年度第1回社会教育委員会の結果について
図 書 館	
文化スポーツ課	1 第38回市民ゴルフ大会の開催について

1 6月議会について

一般質問

答弁

【質問者】 早川 八郎〔市民クラブ〕

【質問事項】 3 防災から見た熱中症と体育館の関係について

(1) 学校の体育館の熱中症対策について

【教育長答弁】

全般的な熱中症対策としては、必ず気温や暑さ指数の測定をし、気温35度以上または暑さ指数31度以上の場合には、運動を原則中止とすることとしています。

また活動時には、無理な活動とならないように計画し、活動前と後には健康観察を欠かさないようにするとともに、お茶に代えてスポーツドリンクを持参することや、こまめな給水や30分に一度は休憩を取ることであります。

ご質問の体育館での対策では、こうしたことに加え、大型扇風機を置き、体育館内に熱気がこもらないような配慮もしております。

【質問者】 篠田 一彦〔市民クラブ〕

【質問事項】 4 市内のプールについて

(1) 利用実態について

【教育部長答弁】

市民プールは、毎年7月1日から8月31日までの2か月間開場しております。利用者数は、昭和58年度の62,671人をピークに減少傾向にあり、平成3年度に30,000人を下回り、平成28年度は20,279人、平成29年度は18,780人、平成30年度は17,975人となっております。

各小中学校のプールにおける利用実態については、授業実施期間の6月中旬から夏休みが始まる前まで使用しており、天候不順の日を除き、ほぼ毎日利用しております。

(2) 維持管理費用について

【教育部長答弁】

市民プールは、他の体育施設と合わせて指定管理者が管理運営を行っておりますが、昨年度、指定管理者が支出した市民プールに関する費用は、光熱水費、機器の点検、人件費や事務費などの運営費など総額で約1,500万円となっております。

これ以外の費用として、ここ10年間で実施した修繕等の費用が、約1,500万円、さらに今後、4基のろ過機の取替えて約7,000万円、その他、プールサイドや管理棟の改修、耐用年数による更新も必要となり、多額の費用がかかることが予想されます。

小中学校のプールについては、水質管理や清掃、点検、水道料などの維持管理費用として、1校当たり年間約150万円が必要となっております。

また、長期的にみますと概ね20年ごとにプール槽やプールサイド改修、ろ過機取替えを行う必要があり、1校当たり約2,300万円となります。さらに、耐用年数によるプールの更新が必要となり、その費用は1校当たり約2億円となります。

(3) ファシリティマネジメントの視点からの集約について

【教育部長答弁】

本市の学校及び市民プールは、限られた期間しか使用されない屋外プールであります。築40年を経過したプールも多く、維持管理にも多くのコストを要し、また、運営面においても大変神経を使うものであります。

プールの耐用年数から更新時期を考えると老朽化対策は、大きな課題であり、今後どのようにしていくべきかの検討について、既に着手している状況です。いくつかの学校

を集約する方法、民間プールの活用、さらには指導上での委託など市民プールも含め他市でも同様の動きが出てきておりますので、参考にしながら進めてまいります。

【質問者】 櫻井 直樹〔市民クラブ〕

【質問事項】 1 指定避難所の設備について

(1) 指定避難所のバリアフリー化について

【教育部長答弁】

現在、小中学校体育館出入口のバリアフリーとして、スロープ等により段差を解消している学校は、東栄小学校、白鳳小学校及び東中学校の3校です。体育館用トイレについては、段差を解消している学校は、東栄小学校のみです。現在、体育館用トイレについては、洋式化及び多目的トイレへの改修を来年度計画しており、バリアフリーについても取り入れていきたいと考えております。また、全ての学校は校舎と体育館は、渡り廊下で接続されておりますが、接続において段差を解消している学校は、東栄小学校のみです。

(4) 指定避難所の太陽光発電設備について

【教育部長答弁】

学校施設に太陽光発電設備を設置する意義は、再生可能エネルギーについての知識を深め環境教育の一環とすることにあると考えます。現在、市で整備した太陽光発電設備のある学校は、小学校では、渋川及び白鳳小学校、中学校では、旭中学校のみです。また、屋根貸しによる太陽光発電設備が設置してある学校は、小学校では、旭、渋川、本地原、白鳳及び瑞鳳小学校の5校、中学校では、旭、東及び西中学校の全校です。屋根貸し事業の太陽光発電設備は、蓄電は出来ませんが、小型家電機器、パソコン、携帯電話などを使用する程度の電源は、確保してあります。自立発電機能を備えている学校は、白鳳小学校のみであります。今後の設置計画につきましては、現時点では、拡充する予定はありません。

(5) 太陽光発電の活用について

【教育部長答弁】

屋根貸しによる太陽光発電設備については、民間業者に屋根を貸し出しているものですので、平常時には活用できませんが、市で整備した太陽光発電設備は、平常時にも使用できます。また、本市が、売電契約をしている学校としては、渋川小学校の1校で、平成30年度の年間売電電力量は、880キロワットアワー、金額としては、年間21,120円となっております。

【質問者】 芦原 美佳子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 2 学校の水泳授業・プールについて

(1) 学校プールの維持管理・減価償却費用について

【教育部長答弁】

小中学校のプールにおける維持管理費用については、保守委託料、水道料金などを含めた費用が、年間1校あたり約150万円となっております。また、平成29年度の小中学校全体の減価償却費用は、取得価額約13億1,800万円に対して、減価償却累計額が約13億400万円となっており、ほぼ終了しております。

(2) 水泳指導について

【教育部長答弁】

水泳指導では、水に親しむ楽しさや喜び、心地よさを味わわせるとともに、水中での運動技能を身に付けさせることを目標としております。

実際の水泳の授業では、経験豊かな教員が中心的な役割を担当し、児童生徒の能力に

合わせた指導をチームで行っており、きめ細かな指導や児童生徒の安全確保に努めております。

また、水泳の指導力向上につきましては、実際の授業を通して指導力の高い教員から学んだり、いくつかの学校では大学の先生を招いた研修会を開催したりすることで、指導技術を身に付けております。

(3) 水泳授業の民間委託について

【教育部長答弁】

水泳授業をスイミングスクールで行うといった委託では、教員によるプールの水質管理や安全管理面での負担軽減、さらにはインストラクターによる水泳指導、屋内プールにより天候に左右されないなどのメリットが期待されます。一方、施設への移動時間及び手段など検討すべき事項もあります。

(4) 学校プールのあり方について

【教育部長答弁】

プールについては、老朽化している現状や今後の維持管理コストを踏まえて、課題と認識しております。

プールのあり方は、いくつかの学校を集約する方法、民間プールを活用、さらには、指導上での民間委託などがありますので、他市でも同様の動きが出てきており、そうした先行事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

【質問者】 花井 守行（無党派）

【質問事項】 1 登下校における事件等を未然に防ぐ社会について

(1) 本市の登下校時の児童生徒の安全について

【教育長答弁】

小学校では通学団で登校し、下校時では、方面別や部活動等の集団で下校するように指導しております。

登下校時はスクールガードや地域の方、保護者による見守りによって安全に留意をしていただいております。

また、児童生徒には、不審者に遭遇した際は、まず自分の身を守るように近くの家や商業施設、駆け込み110番の家等へ迷わず逃げ込むよう指導をしております。

しかし、今回のような児童生徒を襲う事案については、対応策としては難しいことと認識しております。

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- 保護者への周知
 - ・ 水害・土砂災害の避難情報の伝達方法の変更について
 - ・ 改正健康増進方法の施行について
- 改善や改革への取り組み
 - ・ 夏季休業中の学習室の実施について
- 子どもたちの居場所作り
 - ・ 不登校児童生徒への対応について
- 夏季休業中の閉校日 8月10日（土）から16日（金）
- 校長ヒアリングについて

(2) 教育部長

- ・ 市議会定例会の報告
- ・ 参議院議員選挙における教職員の選挙運動禁止等について

(3) 管理指導主事

- ・ 危機管理に係る管理職の対応について
- ・ 夏季休業中の服務について

2 学校の様子

- 全体的には落ち着いて生活している。いくつかの学校では、問題行動も見られるが、学校が適切に対応している。また、エアコンの稼動により、天候に左右されることなく快適な環境で授業が行われている。
- 小学校の水泳指導では、安全管理のために担任以外の職員をプールに配置して、より多くの目で安全を確保している。
- 7月8日を中心に各校であいさつ運動に取り組んだ。児童会・生徒会、健全育成、PTA、民生児童委員、地域の方など多くの方の参加をいただいた。
- 各校とも、学校評議員会、民生児童委員との懇談会など、地域の方との会議を設定し、児童生徒の様子や課題を共有することができた。熱心な情報交換がなされ、多くの人に学校は支えられていることが実感できた。また、夏

休み中の子どもたちの様子を気にかけてもらえるよう依頼した。

- 中総体瀬戸旭大会が行われ、子どもたちが活躍した。

1 後援・推薦行事について

令和元年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
27	後援	第13回菊 武夏まつり	名古屋産業 大学・名古屋 経営短期 大学	令和元年8 月24日 (土)	尾張旭市および近隣の市民との交流を深め、地域貢献の一環として夏まつり実施する。同日に行われる「尾張旭たのしい夏まつり」との連携も図る。	学校法人 菊 武学園 理事長 高木 弘恵
28	後援	尾張旭吹奏 楽団第1回 定期演奏会	尾張旭市文 化会館	令和元年1 月17日 (日)	市民に音楽の楽しみや生涯学習への興味を持ってもらうため、吹奏楽団の発表を行う。	尾張旭吹奏楽 団 団長 齋場 裕子
29	後援	sunny side marche vol.4	パルティ瀬 戸	令和元年8 月20日 (火)	子どもが主体的に参加できるマルシェとファッションショーを行うイベントをとおして、子どもの体験・学びの場を提供する。	尾張旭市・瀬 戸市市民活動 団体 Sunny Side Mart 代表 柴田 以誠
30	後援	文化講演会	パルティせ と	令和元年1 0月27日 (日)	大学における研究・教育の成果を社会に還元するため、大学セミナーとして毎年全国各地で講演会やシンポジウムを開催する。	日本福祉大学 瀬戸・尾張 旭・長久手地 域同窓会 会長 江尻 忠之
31	推薦	みらいがく るくる ミ ラクルラ ボ!	スカイワー ドあさひ	令和元年9 月22日 (日)	子ども達を対象に、科学実験等を楽しく体験できる場を提供し、「論理的思考力」「創造力」「コミュニケーション力」「コラボレーション力」の成長を促す。	NPO法人デ ジタルライフ サポーターズ ネット 理事長 友次 進

32	後援	夏休みだよ！押し花アートを楽しもう！	多世代交流館いきいき	令和元年8月7日（水）から21日（水）まで	自然素材の押し花に触れ表現することで、子どもたちの創造性や自主性・好奇心を刺激する。また、参加者同士のコミュニケーションを図り豊かな心を育む。	NPO法人心豊かにARDの会 理事長 清水 美千代
33	後援	令和元年度・尾張旭市軟式野球連盟・主催及び主管大会（学童部）	城山球場・晴丘グラウンド・旭丘グラウンド	令和元年8月31日（土）から10月27日（日）	軟式野球の普及と健全で明るい市民生活の向上に寄与するため、尾張旭市の公立小学校野球部によるトーナメント大会を開催する。	尾張旭市軟式野球連盟 支部長 杉浦 正敏
34	後援	令和元年度・尾張旭市軟式野球連盟・主催及び主管大会（中等部）	長久手市民野球場・長久手スポーツの社・城山球場	令和元年8月24日（土）から10月27日（日）	軟式野球の普及と健全で明るい市民生活の向上に寄与するため、尾張旭・瀬戸・長久手地区の公立中学校野球部によるトーナメント大会を開催する。	尾張旭市軟式野球連盟 支部長 杉浦 正敏
35	後援	福祉マインドフェア尾張旭2019	渋川福祉センター	令和元年8月3日（土）	ボランティア連絡協議会加入団体が一堂に会し、日頃の成果の発表や市民にボランティア活動を体験してもらう。	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 会長 森 修
36	後援	こどもスタンプラリー	市内事業所	令和元年9月1日（日）から10月12日（土）	子どもたちに市内の事業所を見学してもらい、市内でお店を開きたいと思う気持ちを持つ子どもが一人でも多く育ち、将来の尾張旭市商業の活性化に繋げることを目的とする。	尾張旭市商工会商業部会 部会長 須寄 兼博

37	不許可	第65回愛知母親大会 in知多市	知多市勤労文化会館	令和元年8月4日 (日)	女性の悩みや願いを持ち寄り、みんなで学び交流し、話し合う場として開催する。	愛知母親大会 連絡会 代表委員 小池 まり子
38	後援	創作折紙・切り絵展	スカイワードあさひ	令和元年7月28日 (日) から 9月1日 (日) まで	様々な紙が彩るアートを見ることで、世代間の交流や芸術に触れ合うことを目的とする作品展を開催する。	コニックス株式会社 代表取締役 吉田 治伸

許可件数11件（後援10件、推薦1件）、不許可1件
新規の団体は番号に下線

2 学校夏季学習室の実施について

1 目的

夏季休業中の生徒の学習機会の確保

2 実施期間

令和元年7月22日（月）から8月2日（金）まで（土日除く）

※ 西中学校は7月29日を除く

3 実施時間

午前9時から正午まで

4 実施場所

(1) 東中学校3階少人数教室

(2) 西中学校2階図書室

5 実施方法

参加生徒が教材を持ち込み自習する自主学習方式

3 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、「わくわく自由研究コンテスト」の作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 主催

尾張旭市教育委員会

3 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

4 応募方法及び応募作品の選出

(1) 応募する児童生徒は、応募用紙に必要事項を記入し、作品に添えて担任に提出する。

(2) 各小中学校は、応募作品から各学年学級数以内を選出する。

5 選出作品の搬入搬出及び展示期間

(1) 搬入日程及び搬入場所

令和元年9月11日（水）午後1時から2時の間にスカイワードあさひ4階ギャラリーあさひに搬入

(2) 展示期間

令和元年9月13日（金）から20日（金）まで
午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

(3) 搬出日程

令和元年9月20日（金）午後3時から4時までの間に搬出

6 審査

(1) 審査会

令和元年9月12日（木） 午後2時から4時まで
スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(2) 審査員

尾張旭市教育委員会教育長
尾張旭市教育委員会教育委員
尾張旭市教育委員会管理指導主事

7 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

8 応募にあたっての注意

- (1) 作品は図や写真を含めて、応募者本人のオリジナル作品に限る。

※ 参考・引用した資料がある場合は、作品中に明記する。

- (2) 他のコンクールなどで入賞した作品の応募はできない。

- (3) 応募作品は個人で取り組んだものとし、2人以上のグループで取り組んだものを応募することはできない。

9 その他

- (1) 応募者に記念品を用意する。

- (2) 選出作品は、展示期間最終日に各小中学校が搬出し、児童生徒へ返却する。ただし、表彰作品については市役所ホールでの展示（令和元年9月24日（火）～27日（金））終了後、学校を通じ、児童生徒へ返却する。

- (3) 選出者は氏名が公表される。

4 尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会の結果について

- 1 開催日時
令和元年6月7日（金）午前10時から11時20分まで
- 2 開催場所
尾張旭市役所3階 講堂1
- 3 議題等
 - (1) 平成30年度尾張旭市いじめ・不登校対策委員会の報告について
 - (2) 平成30年度いじめの認知件数について
 - (3) 関係機関等の連携について

5 尾張旭市いじめ問題専門委員会の結果について

- 1 開催日時
令和元年6月27日（木）午後2時から4時まで
- 2 開催場所
尾張旭市役所3階 302会議室
- 3 議題等
 - (1) 平成30年度「いじめ実態調査」の調査結果、いじめの認知件数について
 - (2) 子どもの成育をめぐる課題等と家庭との連携について

1 令和元年度第1回尾張旭市社会教育委員会の結果について

1 開催日時

令和元年7月3日（水）午後1時30分から午後3時15分まで

2 開催場所

文化会館 2階研修室

3 議題等

(1) 報告事項

ア 平成30年度社会教育事業の実施結果について

- ・視覚障がい者の図書館利用について、周知の難しさはあるものの行事等の機会を通じて、利用が促進されると良いとの意見をいただいた。

イ 令和元年度社会教育事業の実施状況及び計画について

ウ 平成30年度地域の教育力推進事業費補助金の交付実績について

エ 消費税の引き上げに伴う使用料の改正について

- ・使用料改正の根拠を示すなど、利用者に分かりやすく周知する必要があるとの意見をいただいた。

(2) その他

ア 成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について

- ・新成人が大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますというこれまでの開催趣旨を踏まえ、成年年齢引き下げ後は、18歳を迎えた者に対して啓発をすると良いとの意見をいただいた。

イ 尾張旭市生涯学習推進活動目標の策定について

(3) その他

ア 今後の予定について

1 第38回市民ゴルフ大会の開催について

1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

2 日時

令和元年10月21日（月） 午前7時15分スタート

3 場所

ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場

4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

※在学中の方は、学校長の許可証が必要。（中学生以下は参加不可）

5 定員

300人（西コース160人、東コース140人）

※過去参加者数

年度	西コース	東コース	合計
H30	160人	131人	291人
H29	143人	106人	249人

6 競技方法

(1) 18ホール・ストロークプレイ（ダブルペリア方式）

(2) クラスは東・西コースごとに3クラス編成（男子A・B、女子）

※男子は最近の平均スコアによりクラス分け

7 申込期間

令和元年7月2日（火）から7月19日（金）まで

土・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

（7月2日（火）は午前9時から午後5時まで）

※7月2日（火）はスカイワードあさひ ふれあいホールで受付。

7月3日（水）以降は、文化スポーツ課で受付

8 主催等

(1) 主催

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市体育協会

(2) 主管

尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会

第23号議案

令和2年度使用教科用図書の採択について

令和2年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年7月17日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和2年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 教科書の選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 教科書の選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する本採択基準及び別に作成する教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

- ※ 以下の1～8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。
- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。
 - 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、「特別の教科 道徳」を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。
 - 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合及び「特別の教科 道徳」を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和2年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書及び「特別の教科 道徳」を除き、十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和2年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、教科書見本本について十分調査研究し、小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第50条第2項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の小学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要がないこと。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書及び「特別の教科 道徳」を除き、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。



元尾東採協 第17号
令和元年 7月11日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 横 山 彰
(公 印 省 略)

令和2年度使用小学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和2年度使用小学校教科用図書 資料1

資料 1

令和 2 年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	有	教育出版	教育芸術社
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
外 国 語	—	東京書籍	—
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版



元尾東採協 第18号
令和元年 7月11日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会 長 横 山 彰
(公 印 省 略)

令和2年度使用中学校教科用図書の採択について（通知）

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

- 1 令和2年度使用中学校教科用図書 資料2

資料 2

令和 2 年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育芸術社	教育芸術社
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	—	—	教育出版

令和2年度使用小学校教科用図書

種 目	発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号					
	番号	略称		1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	38	光 村	国語 一～六	107 108	207 208	307 308	407 408	507	607
書 写	17	教 出	小学 書写 1ねん～6年	103	203	303	403	503	603
社 会	2	東 書	新しい社会 3～6	—	—	301	401	501 502	601 602
地 図	46	帝 国	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3～6年	—	—	302			
算 数	61	啓林館	わくわく 算数 1～6	108	208 209	308 309	408 409	508	608
理 科	2	東 書	新しい理科 3～6	—	—	301	401	501	601
生 活	2	東 書	あたらしい せいかつ 上 新しい生活 下	101・102	—	—	—	—	—
音 楽	17	教 出	音楽のおくりもの 1～6	101	201	301	401	501	601
図画工作	116	日 文	図画工作 1・2上下、3・4上下、5・6上下	103・104	303・304	503・504			
家 庭	2	東 書	新しい家庭 5・6	—	—	—	—	501	
保 健	4	大日本	たのしい保健 3・4年、5・6年	—	—	302		502	
外 国 語	2	東 書	NEW HORIZON Elementary 5、6 NEW HORIZON Elementary Picture Dictionary	—	—	—	—	501 502	601
道 徳	38	光 村	道徳 1～6 きみがいちばんひかるとき	105	205	305	405	505	605

令和2年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-121	こくご ☆	1～6
			C-122	こくご ☆☆	
			C-123	こくご ☆☆☆	
算 数	17	教 出	C-121	さんすう☆	1～6
			C-122	さんすう☆☆(1)	
			C-123	さんすう☆☆(2)	
			C-124	さんすう☆☆☆	
音 楽	2	東 書	C-121	おんがく☆	1～6
			C-122	おんがく☆☆	
			C-123	おんがく☆☆☆	

令和2年度使用中学校教科用図書

種 目		発 行 者		教 科 書 名	教 科 書 番 号		
		番号	略称		1年	2年	3年
国 語		38	光 村	国 語 1、2、3	731	831	931
書 写		17	教 出	中学書写	734		
社会	地理	2	東 書	新編 新しい社会 地理	725		—
	歴史	2	東 書	新編 新しい社会 歴史	729		
	公民	2	東 書	新編 新しい社会 公民	—		929
地 図		46	帝 国	中学校社会科地図	724		
数 学		61	啓林館	未来へひろがる数学 1、2、3	732	832	932
		61	啓林館	未来へひろがる数学 MathNaviブック 1、2、3	733	833	933
理 科		2	東 書	新編 新しい科学 1、2、3	727	827	927
音楽	一般	27	教 芸	中学生の音楽1、2・3上、2・3下	727	827・828	
	器楽合奏	27	教 芸	中学生の器楽	774		
美 術		38	光 村	美 術 1、2・3	727	827	
保健体育		4	大日本	新版 中学校保健体育	726		
技術・ 家庭	技術	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 技術分野	724		
	家庭	2	東 書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野	724		
外 国 語		2	東 書	NEW HORIZON English Course 1、2、3	727	827	927
道 徳		17	教 出	中学道徳1、2、3 とびだそう未来へ	723	823	923

令和2年度 小学校・特別支援学級

種 目	発 行 者		教 科 書 番 号	教科書名	使用学年
	番号	略称			
国 語	2	東 書	C-711	国語 ☆☆☆☆	1～3
数 学	17	教 出	C-711	数学 ☆☆☆☆	1～3
音 楽	2	東 書	C-711	音楽 ☆☆☆☆	1～3

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

教育委員行事予定表

(7/18～8/31)

月日	曜日	時間	場 所	主管課	内 容	出席予定者				
						教 育 長	委 員	部 長	市 長	副 市 長
8/6	火	11:30	学校給食センター	給	令和元年度応募献立二次選考会	○	○	○		
						大川委員				
8/7	水	6:00	市役所ロビー	教	中学生海外研修出発式	○		○	○	
8/7	水	終日	オーストラリア	教	オーストラリアビクトリア州訪問 (～8/12)	○			○	
8/21	水	14:00	講堂2	教	8月定例教育委員会	○	○	○		
8/29	木	14:00	講堂	教	中学生海外研修報告会	○		○	○	

<連絡事項>

7/21	日	10:00	中央公民館	親子ふれあいプログラミング教室 (第2回)
7/23	火	10:00	文化会館	文化会館自主文化事業第2回芸術展 写真部門Ⅰ (～7/28)
7/24	水	13:00	イトーヨーカドー 尾張旭店	親子おしごと現場見学
7/28	日	14:00	文化会館	尾張旭市文化協会洋楽部会第7回ミュージックフェスティバル
8/1	木	14:00	文化会館	ハワイエで自由にピアノを弾きませんか。 (～8/31)
8/3	土	9:30	新池交流館ふらっと	ラジオ体操講習会
8/3	土	10:00	スカイワードあさひ	JAXA共同講座 コズミックカレッジ親子でつくる星砂の星座絵
8/4	日	10:00	中央公民館	親子ふれあいプログラミング教室 (第3回)
8/4	日	10:00	文化会館	文化協会吟剣詩舞道部会尾張旭吟剣詩舞道40周年記念大会
8/6	火	9:00	スカイワードあさひ外	わくわくたんけん隊 尾張旭の古墳時代としだみ古墳群
8/10	土	17:00	スカイワードあさひ	親子天体教室 望遠鏡をつくろう!
8/17	土	15:00	文化会館	体験映画鑑賞会 (ボヘミアンラブソディー)
8/31	土	10:00	渋川福祉センター	シニア向けニューススポーツ体験会

